

厚生労働省 群馬労働局発表
令和8年9月3日（木）

【照会先】
最低賃金
群馬労働局労働基準部賃金室
室長 竹内 義之
賃金指導官 根岸 義久
（電話027-896-4737）

報道関係者 各位

群馬県最低賃金を改正します

～ 10月3日から時間額 **1,120円** に ～

- 1 群馬労働局長（上野康博）は、現行の群馬県最低賃金を57円引き上げて時間額1,120円に改正することを決定し、本日、官報公示を行いました。

これにより、群馬県最低賃金は、令和8年10月3日から時間額1,120円に改正となります。

- 2 群馬労働局では、今後、改正後の群馬県最低賃金の周知や「賃金引き上げの支援策」、また、中小企業等の持続的な賃上げを後押しする群馬県「ぐんま賃上げ促進支援金」などの周知にも取り組んでまいります（別添リーフレット参照）。

【群馬県最低賃金額の推移（過去5年）】

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間額	895円	935円	985円	1,063円	1,120円
引上げ率	3.47%	4.47%	5.35%	7.92%	5.36%
引上げ額	30円	40円	50円	78円	57円
発効日	令和4年 10月8日	令和5年 10月5日	令和6年 10月4日	令和8年 3月1日	令和8年 10月3日

群馬県最低賃金

57円UP!

1,120円

時間額

令和8年10月3日発効



厚生労働省 たしかめたん



チェックマン

賃金引き上げの支援策をご活用ください！

厚生労働省「賃金引き上げの支援策」

厚生労働省は非正規雇用労働者の処遇改善や生産性向上等を通じ、**中小企業**等の「賃上げ」を支援しています。

令和8年度「賃上げ」**支援助成金パッケージ**を取りまとめました。

支援策の詳細はHPをチェックしてください。



群馬県「ぐんま賃上げ促進支援金」

従業員の**賃金を一定額以上引き上げた**県内の中小企業等を対象に、1期あたり**40人分、最大200万円**を支給します。

▶ぐんま賃上げ促進支援金事業事務局 ☎ 050-6892-9990

▶申請期限：**令和8年9月30日**（第1期：令和8年1月1日～**令和8年8月31日**賃上げ分）
令和9年1月31日（第2期：令和8年9月1日～**令和8年12月31日**賃上げ分）

▶申請先：特設サイトから申請してください。



最低賃金

- ◇年齢に関係なくパートや学生アルバイトなどを含む、群馬県で働く全ての労働者に適用！
- ◇最低賃金未滿の労働契約は、無効！最低賃金額が適用！
- ◇都道府県ごとに決められ、毎年改正検討！
- ◇産業によっては、特定最低賃金が適用！
- ◇地域別最低賃金の不払は50万円以下の罰金！

最低賃金の比較方法

- 1 時間給の場合 時間給 $\geq$ 最低賃金額（時間額）
- 2 日給の場合 日給 $\div$ 1日の平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額（時間額）
- 3 月給の場合 月給 $\div$ 1か月の平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額（時間額）
- 4 上記1～3の組み合わせの場合 それぞれ上記の1、3の式により時間額
例えば基本給が時間給制で各手当 を換算し、それらを合計したものを最低
（職務手当など）が月給制などの場合 賃金額（時間額）と比較します。

最低賃金との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

- ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④所定労働日以外の日への労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当



正社員、パート、アルバイトなど、
年齢に関係なく、学生さんも含め
働くすべての人と雇う人のためのルールです！

厚生労働省『最低賃金に関する特設サイト』をチェック！



(参考)

令和8年度 最低賃金改正経過

